

# 労災による受診手続きのご案内

## 1. 労働者災害保険とは・・・

労働者の働いている事業者が労働災害保険（以下、労災保険）に加入している所では労働者の業務上または通勤上の負傷、疾病に対して労災保険が適用されて自分で療養費（治療費など）を支払わなくとも治療が受けられます。

なお**仕事上の負傷、疾病に対しては、健康保険では受診できません。**

(1) 常勤、臨時、アルバイト、日雇い、パート等の区分、雇用期間にかかわらず労災保険が受けられます。

(2) 取締役などの役員の方には、労災保険が適用されません。

\*ただし一般労働者と同じように労働に従事し、その対象に該当するものとして賃金を得ている方には、労災保険が適用されます。

\*労働保険事務組合に加入して事務委託している事業主、個人タクシー運転士、大工等の一人親方で特別加入の承認を得た方には、労災保険が適用されます。

## 2. 当院にお持ちいただく書類

労災保険を受ける方は、下記の書類で該当するものに必要事項をご記入の上、受付窓口までお持ちください。

(月・火・木・金曜／10:00～12:30、15:00～18:00、水曜／10:00～12:00、土曜／10:00～11:00 ※必ず受付の際にご提出をお願い致します。)

また、**自費で診療を受けた方は領収書もお持ちください。領収書がない場合は、ご返金できませんので必ずお持ちください。**

	業務災害	通勤災害
初診	様式第 5 号（療養補償給付たる療養の給付請求書）	様式第 16 号の 3（療養補償給付たる療養の給付請求書）
再診	様式第 6 号（療養の給付を受ける指定病院等（変更）届）	様式第 16 号の 4（療養の給付を受ける指定病院等（変更）届）

**\*当院は労災指定病院です。**

\*書類はできるだけ当月中にお持ちください。

## 3. 院外処方箋をお持ちの方へ

当院は院外処方を行っているため、処方箋をお出しになった調剤薬局へも同様の書類を提出してください。ただし非指定薬局の場合、様式が異なりますのでご確認ください。

## 4. その他

(1) 業務上、通勤による自動車事故については、労災保険と自動車損害保険責任保険のどちらを優先するか決定してください。

(2) 初診で受診した医療機関が非労災指定医療機関の時は、当院に転医後初診扱いとなりますので様式第 5 号（又は様式 16 号の 3）を提出してください。

(3) 申請をしても労災が認定されない場合もあります。その際は、後日健康保険で精算をいたします。お手数ですが、クリニック受付までお越しく下さい。